

V その他良好な景観形成に関する事項

1. 景観重要建造物の指定の方針

地域の景観を特徴づける建造物は、本市における良好な景観の形成上重要であることから、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定に向け検討していきます。

景観重要建造物の指定の方針
○地域の歴史・文化が建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
○多くの市民に親しまれているもので、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
○その他優れた外観を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの



大王崎灯台



安乗崎灯台

2. 景観重要樹木の指定の方針

景観形成上重要であり、道路など公共の場所から望見できる地域の景観を特徴づける樹木のうち、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定に向け検討していきます。

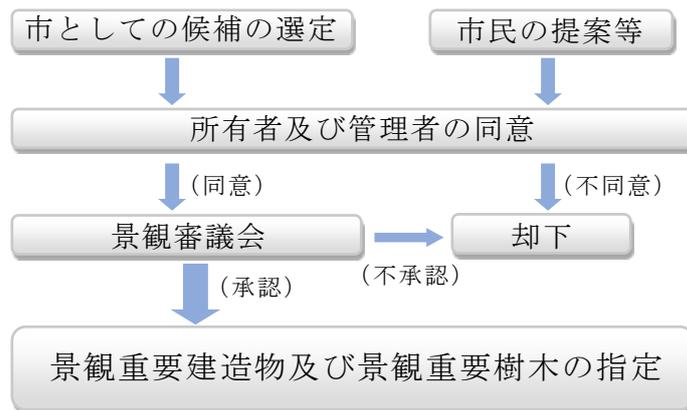
景観重要樹木の指定の方針
○地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹姿や樹勢が優れているもの
○由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
○その他優れた樹容を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの

3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

- ① 指定の方針に合致しているもの
- ② 道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ③ 所有者及び管理者の同意が得られたもの

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の流れ



【景観重要樹木指定第1号】

「おりきさんの木」

指定年月日：令和6年3月21日

樹種：ナンヨウスギ科 ニューカレドニアマツ
(別名 クックアロウカリア)

本数：1本

所有者：志摩市

所在地：志摩市志摩町和具 3006 番地

「おりきの松公園」内

樹容の特徴：樹齢約130年（令和6年3月現在）

樹高 約25m

幹周囲 約2.7m

指定理由：志摩市出身（当時の片田村）の「伊東里き」は1865年生まれのアメリカ移民の先駆者で、一度だけ日本に里帰りした際に持ち帰った10センチほどの苗が大切に育てられ現在の樹勢となっている由緒・由来のある樹木である。

おりきの松公園（平成21年竣工）のシンボルツリーであり、町のランドマークとなっている。



5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物は、本市の観光保養地等への魅力あるアプローチ道路の沿道景観形成に影響を与える重要な要素です。

このため、三重県屋外広告物条例に基づき、行為の制限を図るとともに、特に良好な景観の維持及び形成を図るべき地区においては、屋外広告物沿道景観地区制度の活用をするなどにより規制・誘導を図ります。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する基本的事項

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を次のとおり定めます。

地区	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項
山地・里山ゾーン 里海・熊野灘沿岸ゾーン 市街地ゾーン	三重県屋外広告物条例に基づき規制・誘導を図ります。
沿道ゾーン	沿道ゾーンについては、三重県屋外広告物条例の規定に基づき屋外広告物沿道景観地区制度の運用により規制強化を図ります。 【屋外広告物沿道景観地区】 ・伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区

6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素のひとつであり、良好な景観形成を推進するためには、公共施設が先導的な役割を果たすことが重要となります。

このため、市の景観の骨格を形成するものや景観形成上重要な地区などにあるものは、景観重要公共施設に位置づけ、整備や維持管理に際してはその公共施設周辺の景観特性に十分配慮し、地域の景観資源となるような整備を行うものとします。

① 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設の指定の対象は、次のいずれかの指定の考え方に該当する施設とし、景観に配慮した整備の進捗状況や良好な景観形成による効果（※）などをふまえ、指定していきます。

景観重要公共施設の指定の考え方(いずれかに該当するもの)
○重点地区や重点候補地区、沿道ゾーン内にあるもの
○重点地区や重点候補地区、沿道ゾーンに近接するもので、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの
○市民の憩いや散策の場として親しまれているもの、或いは地域のシンボルとなっており、良好な景観の形成を図る上で重要なもの

(※)「景観に配慮した整備の進捗状況や良好な景観形成による効果」をふまえた、景観重要公共施設選定の基準

選定基準A. 景観重要公共施設の指定の考え方における「重点地区や重点候補地区、沿道ゾーン内にあるもの」を優先的に景観重要公共施設として指定していく。

選定基準B. 選定基準Aのうち、区域が明確に定まっている「重点地区」や「沿道ゾーン」内にある主要な道路等は、原則全て景観重要公共施設として指定していく。

選定基準C. 区域が明確に定まっていない「重点候補地区」内にある主要な道路等は、景観に配慮した整備が実施済みのものを優先的に景観重要公共施設として指定していく。

選定基準D. 区域が明確に定まっていない「重点候補地区」内にある主要な道路等で、景観に配慮した整備がなされていないもののうち、志摩市都市計画マスタープラン地域別構想に基づくまちづくり組織が設置され、良好な景観形成による効果が期待できる地区内の主要な道路等を優先的に景観重要公共施設として指定していく。

② 整備方針や基準の考え方

指定された景観重要公共施設については、良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準等をふまえ、整備に関する方針や必要に応じて占用許可の基準を定めます。

重点地区や重点候補地区等における公共施設については、整備時だけでなく維持管理や補修等の機会をとらえ、良好な景観の形成を推進していくことが有効であり、整備に関する方針等は対象となる公共施設の計画や事業の進捗状況、維持管理の状況にあわせた適切な内容とします。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方

景観重要公共施設は、公共施設の整備状況の位置づけに応じ、次に示す方針に基づき、公共施設ごとに整備に関する方針等を定めます。

① 景観重要道路の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要道路			
整備に関する方針(法第8条第2項第4D)	<p>良好な景観の形成に関する方針に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>①現在形成されている良好な道路景観を維持することとし、改修等に際しても、現在の道路景観の継承に配慮する。</p> <p>②地区の歴史性や各道路の位置づけをふまえ、舗装材の美装化、道路上の電柱の民地等への移設などにより沿道のまちなみの保全や調和に配慮し、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成する。</p> <p>③本市或いは各地区におけるシンボリックな道路として、街路樹や低木植栽、潤いのあるのり面や小公園などにより、潤いあるアプローチ景観の形成に配慮するとともに、これらの適切な維持管理を行う。</p> <p>④道路線形は、新たに発生するのり面や切土面、護岸が出来る限り長大なものとならないような設計に配慮する。</p> <p>⑤のり面や切土面には出来る限り緑化を施し、修景するよう配慮する。</p> <p>⑥道路附属施設の整備等にあたっては、周辺の景観との調和に配慮した色彩（亜鉛メッキ仕上げ又はダークブラウン（マンセル値 10YR 2.0/1.0）と同等の色）やデザインとする。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない（「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月）／道路のデザインに関する検討委員会（国土交通省）」を参考とする）。</p> <p>⑦改修等に際しては、路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う場合に上記方針を適用し、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②、③、⑤、⑥は適用除外とする。</p>		
占用許可の基準(法第8条第2項第4ハ)	<p>⑧工作物の設置は、通りの見通しや通りからの眺望景観を妨げる位置、その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみや周辺景観との調和に配慮した場合には、この限りではない。</p> <p>⑨工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。</p> <p>⑩工作物の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、通常管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるものや三重県屋外広告物条例に基づき許可申請される屋外広告物の表示面、或いは安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>		
	色相	明度	彩度
	10R～5Y	8 以上の場合	4 以下
		8 未満の場合	6 以下
	R、5.1Y～10Y	—	4 以下
その他	—	2 以下（無彩色を含む）	

② 景観重要漁港の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要漁港			
<p>整備に関する方針(法第8条第2項第4ロ)</p>	<p>良好な景観の形成に関する方針に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>⑪現在形成されている良好な漁港の景観を維持することとし、改修等に際しても、現在の漁港の景観の継承に配慮する。</p> <p>⑫施設整備にあたっては、漁港周辺の景観特性との調和に配慮し、落ち着きのある色彩や素材により色彩を統一し、経年変化と共に風格が増す景観を形成する。</p> <p>⑬柱状施設の整備等にあたっては、周辺の景観との調和に配慮した色彩（亜鉛メッキ仕上げ又はダークブラウン（マンセル値 10YR 2.0/1.0）と同等の色）やデザインとする。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。</p> <p>⑭改修等に際しては、漁港の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う場合に上記方針を適用し、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記⑫、⑬は適用除外とする。</p>		
<p>占用許可の基準(法第8条第2項第4ハ)</p>	<p>⑮工作物の設置は、港への見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。</p> <p>⑯工作物の形態意匠は、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。</p> <p>⑰工作物の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、通常管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるものや三重県屋外広告物条例に基づき許可申請される屋外広告物の表示面、或いは安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>		
	<p>色相</p>	<p>明度</p>	<p>彩度</p>
	<p>10R～5Y</p>	<p>8以上の場合</p>	<p>4以下</p>
		<p>8未満の場合</p>	<p>6以下</p>
	<p>R、5.1Y～10Y</p>	<p>—</p>	<p>4以下</p>
	<p>その他</p>	<p>—</p>	<p>2以下（無彩色を含む）</p>

(3) 景観重要公共施設

本市においては、景観重要公共施設の指定の考え方に基づき、景観重要公共施設に位置づける公共施設名称と管理者の関係を整理すると次のとおりです。

表 景観重要公共施設

	景観重要道路の名称	区間	管理者	景観計画区域	選定基準※
1	国道260号	65頁参照	三重県	沿道ゾーン	基準A 基準B
2	国道167号	65頁参照 (一部賢島地区参照)	三重県		
3	県道鳥羽阿児線 (パールロード)	市内全区間	三重県		
4	県道浜島阿児線	市内全区間	三重県		
5	県道伊勢磯部線	市内全区間	三重県		
6	県道安乗港線	65頁参照	三重県		
7	市道松山路浜島線	65頁参照	志摩市		
8	市道横山線、市道横山支線	65頁参照	志摩市		
9	県道波切港線	67頁参照	三重県	波切地区	基準A 基準D
10	市道宝門1号線	67頁参照	志摩市		
11	市道天白線	67頁参照	志摩市		
12	市道山崎2号線	67頁参照	志摩市		
13	市道西村1号線	67頁参照	志摩市		
14	市道清水坂城山線	67頁参照	志摩市		
15	市道1号線(浜島本町通り)	69頁参照	志摩市	浜島地区	基準A 基準C
16	市道阿児の松原線	70頁参照	志摩市	国府地区	基準A 基準D
17	市道国府中央線	70頁参照	志摩市		
18	市道黒松線	70頁参照	志摩市		
19	市道上之郷恵利原線	71頁参照	志摩市	上之郷地区	基準A 基準C 基準D
20	国道167号	72頁参照	三重県	賢島地区	基準A 基準C
景観重要漁港の名称			管理者	景観計画区域	
21	波切漁港	68頁参照	三重県	波切地区	基準A 基準D

※上記表中の「選定基準」とは、61頁「景観重要公共施設の指定の考え方」に基づく、「景観に配慮した整備の進捗状況や良好な景観形成による効果」に関する考え方における、該当選定基準を示します。

(4) 景観重要公共施設の整備に関する方針、占用許可の基準

景観重要公共施設の整備に関する方針、占用許可の基準は、景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方にに基づき整理すると次のとおりです。

① 沿道ゾーン内にあるもの

本市の景観は、里山や里海、農地や集落、市街地などで構成されており、これらを縫うように、幹線道路がネットワークを形成しています。これらの幹線道路からは、山地や里山、里海、集落などの美しく多様な景観を楽しむことができ、橋梁などからは的矢湾や英虞湾、熊野灘、伊勢湾などの眺望景観を楽しむことができます。

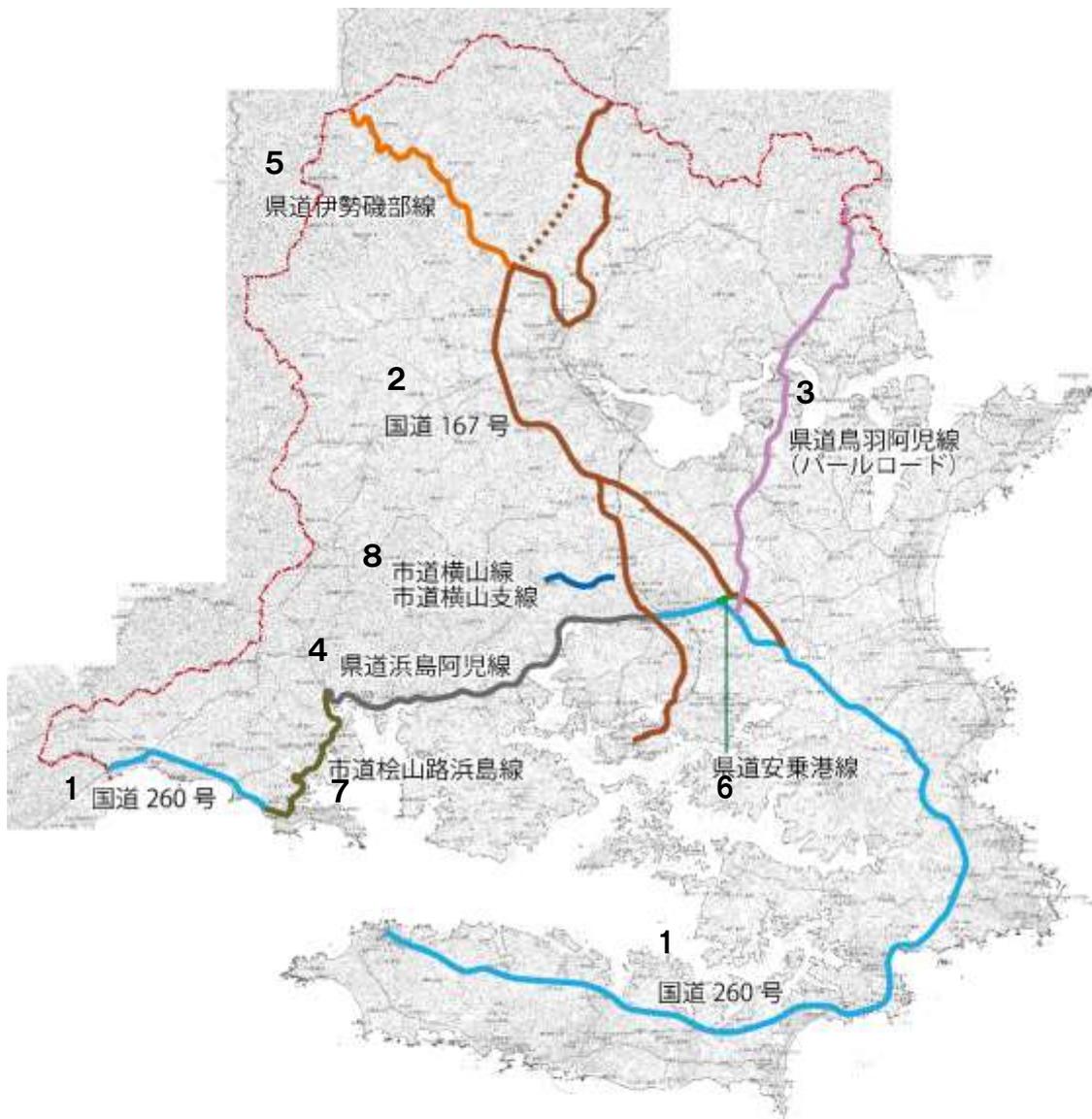
そして、これらの道路ネットワークを「線的」な景観としてとらえ、「沿道ゾーン」として指定しており、「沿道ゾーン」内にある主要な次の道路を、景観重要公共施設として指定しています。

<p style="text-align: center;">1 国道 260 号</p> <p>日本風景街道「きらり三橋志摩ゆうやけパール街道」や「日本の道 100 選」などに登録、選定されており、沿道では美しい自然景観を楽しむことができます。</p> 	<p style="text-align: center;">5 県道伊勢磯部線</p> <p>伊勢神宮と伊雑宮をつなぐ磯部道と並行する、伊勢市から本市へのアプローチ道路であり、沿道では神路ダムや緑深い山々への眺望景観を楽しむことができます。</p> 
<p style="text-align: center;">2 国道 167 号</p> <p>本市へのアプローチ道路で賢島まで至り、恵利原アメニティなどの休憩所、整備された街路樹や緑地帯などによる、潤いと統一感のある景観が形成されています。</p> 	<p style="text-align: center;">6 県道安乗港線</p> <p>国道 167 号鶴方磯部バイパスと国道 260 号をつなぐ道路であり、本市の幹線道路ネットワークをつなぐ道路として整備されています。</p> 
<p style="text-align: center;">3 県道鳥羽阿児線（パールロード）</p> <p>山々を縫うように走り、沿道には志摩スペイン村などの観光保養施設もみられ、沿道や沿道に設けられたパーキングなどからは、的矢湾や伊勢湾への美しい景観を楽しむことができます。</p> 	<p style="text-align: center;">7 市道松山路浜島線</p> <p>英虞湾に沿う道路であり、沿道には浜島漁港など、英虞湾への美しい景観を楽しむことができます。</p> 
<p style="text-align: center;">4 県道浜島阿児線</p> <p>英虞湾と大崎半島に沿う道路であり、沿道にはリゾート施設や観光保養施設もみられ、沿道や沿道に設けられた小公園などからは、英虞湾への美しい景観を楽しむことができます。</p> 	<p style="text-align: center;">8 市道横山線、市道横山支線</p> <p>横山展望台へのアプローチ道路であり、近畿自然歩道とも一部重複し、沿道では緑豊かな眺望景観を楽しむことができます。また、沿道の横山ビジターセンターでは伊勢志摩国立公園の魅力を知り、学び、自然に親しむことができます。</p> 

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
1	国道260号	下図色塗区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
2	国道167号	下図色塗区間 (一部賢島地区参照) (破線区間も含む)	③④⑤⑥⑦	⑧⑨⑩
3	県道鳥羽阿児線 (パールロード)	市内全区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
4	県道浜島阿児線	市内全区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
5	県道伊勢磯部線	市内全区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
6	県道安乗港線	下図色塗区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
7	市道桧山路浜島線	下図色塗区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
8	市道横山線、 市道横山支線	下図色塗区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図



出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000))三重県市町総合事務組合

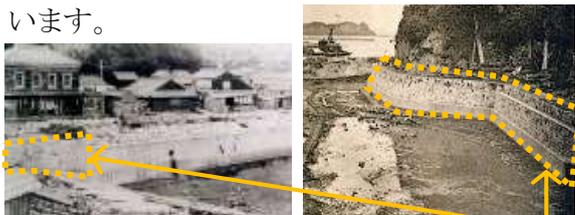
② 重点候補地区内にあるもの

本市には、石積みや檼垣の外構、歴史的建造物などが残る歴史的集落やリアス海岸沿岸に形成された漁村集落など多くの集落がみられます。

また、多くの来訪者でにぎわいをみせる観光保養地などがみられます。

これらの育まれてきた個性ある景観を「景観形成上重要な地区」としてとらえ、「重点候補地区」として位置づけ、「重点候補地区内」の主要な次の道路および漁港を、景観重要公共施設として指定しています。

【波切地区】

<p>9 県道波切港線</p> <p>波切地区への玄関口的な位置にあり、自家製干物が並ぶ時もあり、修景された防護柵が設置されるなど、景観に配慮した整備がなされています。</p> 	<p>13 市道西村1号線</p> <p>波切漁港と産屋坂をつなぐ道路です。</p> 
<p>10 市道宝門1号線</p> <p>波切漁港から大王崎灯台へのアプローチ道路であり、道路舗装材が美装化され、沿道には商店街がみられます。</p> 	<p>14 市道清水坂城山線</p> <p>大王崎灯台へのアプローチ道路であり、かつては、観光のまちとして、大王崎への商店街がにぎわいをみせ、今でも商店街が沿道に残ります。</p> 
<p>11 市道天白線</p> <p>波切地区のかつての、集落から港までの中心な道路であり、今でも沿道には歴史的な建物や石積みの外構などがみられます。</p> 	<p>21 波切漁港</p> <p>カツオ漁で栄えた波切漁港で、波切の石工の手による、石積み護岸が残されています。</p> <p>この波切漁港石積み護岸は、漁村に残る歴史的・文化的に価値の高い施設や貴重な工法、様式など次世代に残していきたいと考えられるものとして「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選(2006年:水産庁)」に選ばれています。</p> 
<p>12 市道山崎2号線</p> <p>起伏のある地形を通る、産屋坂(おびや坂)をはじめとする石段の残る道路で、石工のまちを象徴する風情ある道路景観を形成しています。</p> 	 <p>築港当時(大正)の波切漁港(写真左) 建設工事当時(大正)の波切漁港(写真右) <u>石積み護岸は当時のまま現在に継承されている</u></p>

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
9	県道波切港線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩
10	市道宝門1号線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩
11	市道天白線	下図色塗区間	①②⑥⑦	⑧⑨⑩
12	市道山崎2号線	下図色塗区間	①②⑥⑦	⑧⑨⑩
13	市道西村1号線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩
14	市道清水坂城山線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩
	景観重要漁港の名称		整備に関する方針	占用許可の基準
21	波切漁港		⑪⑫⑬⑭	⑮⑯⑰

※表中の数字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図



出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000))三重県市町総合事務組合

【浜島地区】

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
15	市道1号線 (浜島本町通り)	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図



出典:2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000))三重県市町総合事務組合

【国府地区】

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
16(1)	市道阿児の松原線	下図色塗区間	③⑥⑦	⑧⑨⑩
16(2)	市道阿児の松原線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩
17	市道国府中央線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩
18	市道黒松線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図



出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000))三重県市町総合事務組合

【上之郷地区】

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
19	市道上之郷恵利原線	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図

19 市道上之郷恵利原線	
<p>伊勢道と御幸道に該当し、道路舗装材が美装化され、沿道では伊雑宮をはじめ料理旅館、蔵などの歴史的建造物などによるまちなみがみられます。</p>	



出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000))三重県市町総合事務組合

【賢島地区】

	景観重要道路の名称	区間	整備に関する方針	占用許可の基準
20	国道167号	下図色塗区間	②⑥⑦	⑧⑨⑩

※表中の数字は、前項「(2)景観重要公共施設の整備に関する方針等の考え方」における「整備に関する方針」「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図

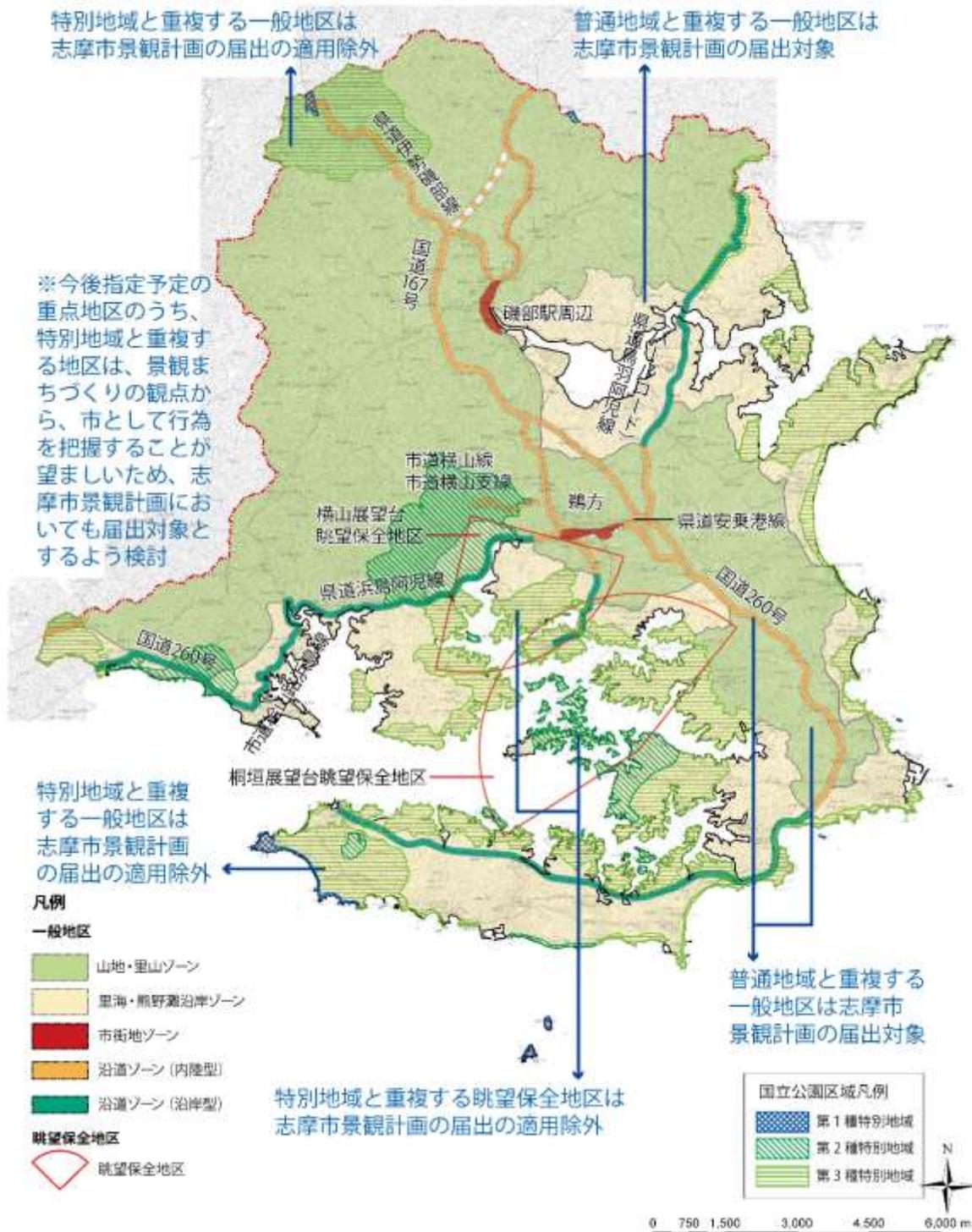


出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路縁 1000))三重県市町総合事務組合

7. 自然公園法の許可の基準

眺望保全地区や重点地区を指定し、かつ、勾配屋根等の数値基準を定めた景観形成基準を運用する場合、これらの地区と自然公園法の特別地域が重複する行為地での行為にあたっては、景観計画に基づく届出と自然公園法に基づく申請・届出は、下図のとおり運用します。また、眺望保全地区や重点地区と自然公園法の特別地域が重複する地域については、景観形成基準と伊勢志摩国立公園管理計画の志摩管理計画区における「許可・届出等取扱方針」との整合を図っていきます。

図 景観計画区域と国立公園区域



出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図 2500(道路線 1000))
三重県市町総合事務組合